

R4.7.7 京丹後市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

京都府における ヤングケアラーの支援施策について

京都府ヤングケアラー総合支援センター
チーフコーディネーター 青木賀代子

今日のおはなし

- ▶ ヤングケアラー総合支援センターについて
- ▶ ヤングケアラーとは
- ▶ ヤングケアラーの実態と課題について
- ▶ ヤングケアラーへの支援について

はじめに

- ▶ 自己紹介
- ▶ ヤングケアラー総合支援センターチーフコーディネーター
- ▶ 京都府職員として、福祉分野を中心に38年勤務
- ▶ 学生時代に生活保護ケースワーカーの仕事に触れ、公務員として福祉に関わりたい思い
- ▶ 生活保護、児童福祉、障害者福祉、地域福祉等に関わる。
- ▶ 生活困窮者支援、自殺ストップ、刑余者支援等のセンター開設、児童相談所、婦人相談所等で虐待やDV対応

京都府ヤングケアラー総合支援センター

- ▶ 設 立 令和4年4月28日
- ▶ 場 所 京都テルサ（京都市南区）東館2階
- ▶ 運 営 （福）京都府母子寡婦福祉連合会
- ▶ 体 制 センター長：京都府家庭支援課参事
- ▶ 副センター長：京都府ひとり親家庭自立支援センター
- ▶ 副センター長兼務
- ▶ コーディネーター：2名
- ▶ 相談員：2名（1名は兼務）
- ▶ 開設日 毎週月曜日～土曜日
- ▶ 電話相談 10:00～18:00 TEL 075-662-2840
- ▶ メール相談 ycarer@pref.kyoto.lg.jp

京都府ヤングケアラー総合支援センター



ヤングケアラー総合支援センター看板掛け
(西脇京都府知事、佐竹母子寡婦連会長)

<センターでの実施事業>

- ◇相談支援
 - ・電話相談 10:00～18:00
 - ・メール相談
 - ・アウトリーチ
- ◇広報・啓発
- ◇ネットワーク会議・研修
- ◇オンラインコミュニティ

ヤングケアラーとは

子どもが子どもで
いられる街に。



ヤングケアラーとは

本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、
将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間...

これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、
家事や家族の世話をしていることがあります。

まわりの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べることで、

**ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える、
「子どもが子どもでいられる街」を、みんなで作っていきませんか。**

それはきっと、**すべての人が幸せに暮らせる社会をつくる一歩**になるはずです。

ヤングケアラーとは

- ▶ **法令上の定義はありません**が、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤング？

- ▶ 国が実施された調査では18歳未満を対象としていますが、支援団体等では18歳以上の方も含め、30歳、40歳位まで対象とされているところもあります。
- ▶ 京都府の支援センターでも18歳以上の方からの相談もお受けしています。

ケアラー？

- ▶ どんなイメージでしょう？ 介護者？
- ▶ ケア＝介護というと、高齢者の介護、障害者の介護、というイメージかもしれませんが、妹弟のお世話（育児・養育）や見守り、その他、話し相手、自分の分も含めた家事など幅広い内容をされています。

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

国の動向

国において、令和3年3月17日に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護医療教育連携プロジェクトチーム」が立ち上げられ、そこでの検討を受けて、令和4年度にヤングケアラー支援のための新規事業が予算化されました。

<プロジェクトチーム設置の趣旨>

- ▶ ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担うことで、本人の育ちや教育に影響があるから、実態の把握及び支援強化が求められている。
- ▶ ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、**支援が必要であっても表面化しにくい構造**となる。
- ▶ このため、**福祉、介護、教育等**といった様々な分野が連携し、**ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要**である。

<その他>

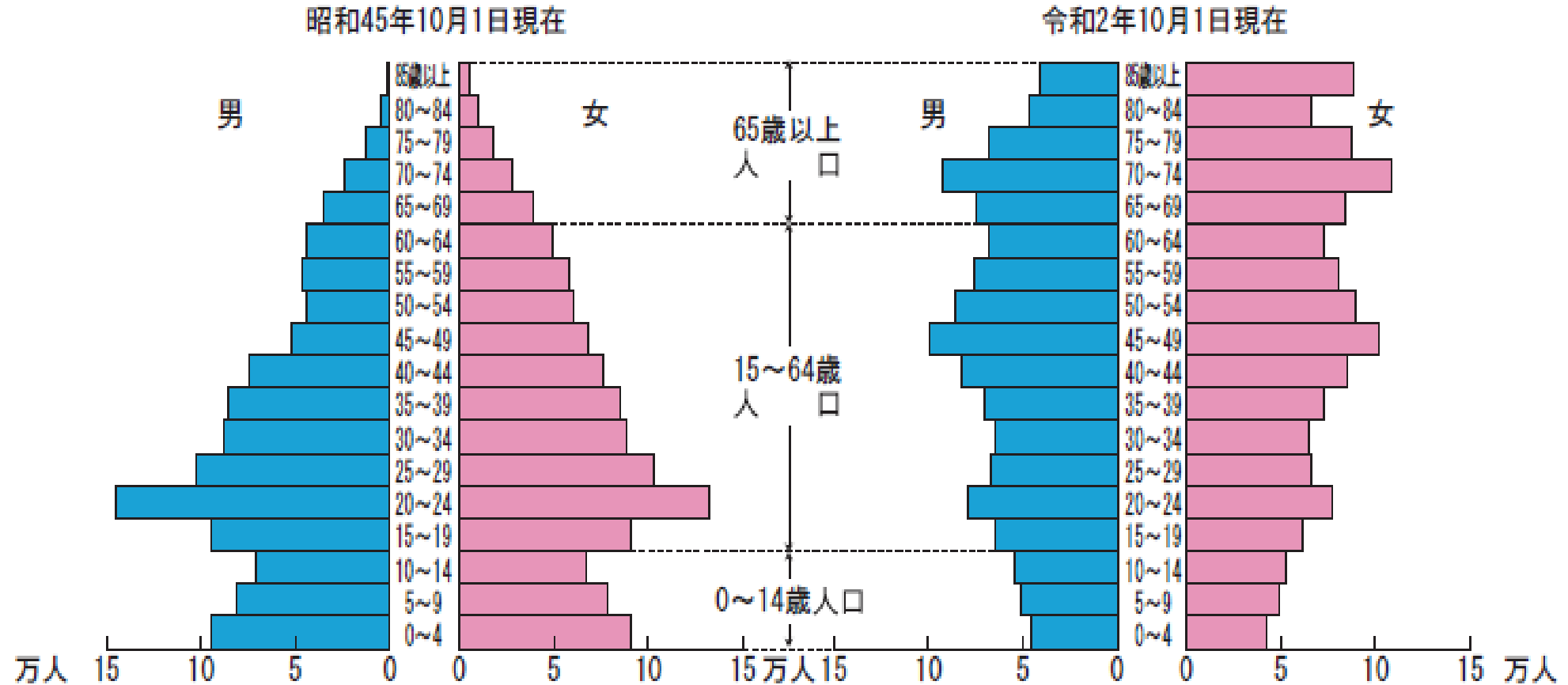
- ▶ 平成31年度から実態調査が実施されており、それを踏まえての対応マニュアルが作成されています。
- ▶ 先日、新聞報道で自民党等が法制化を検討されているという話もあり、今後の動向が気になります。

ヤングケアラーが注目されている背景 (国マニユアルから)

- ▶ 子どもがケアを担う背景には、**家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化**などからくる**地域力の低下、子どもの貧困**といった様々な要因があります。
- ▶ **ケアを必要とする人が増加**する一方で、労働市場での**女性や高齢者の活躍**がより一層広がり、**大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っています**。介護サービスは整いつつあるものの、それが届いていない家庭があったり、届いたとしても課題解決に至らなかったりする場合があります。
- ▶ また、家族によるケアを当たり前とする文化的背景もあり、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない**重い責任や負担を負うこと**で、本人の**育ちや教育に影響を受ける**ことがあります。

ヤングケアラーが注目されている背景

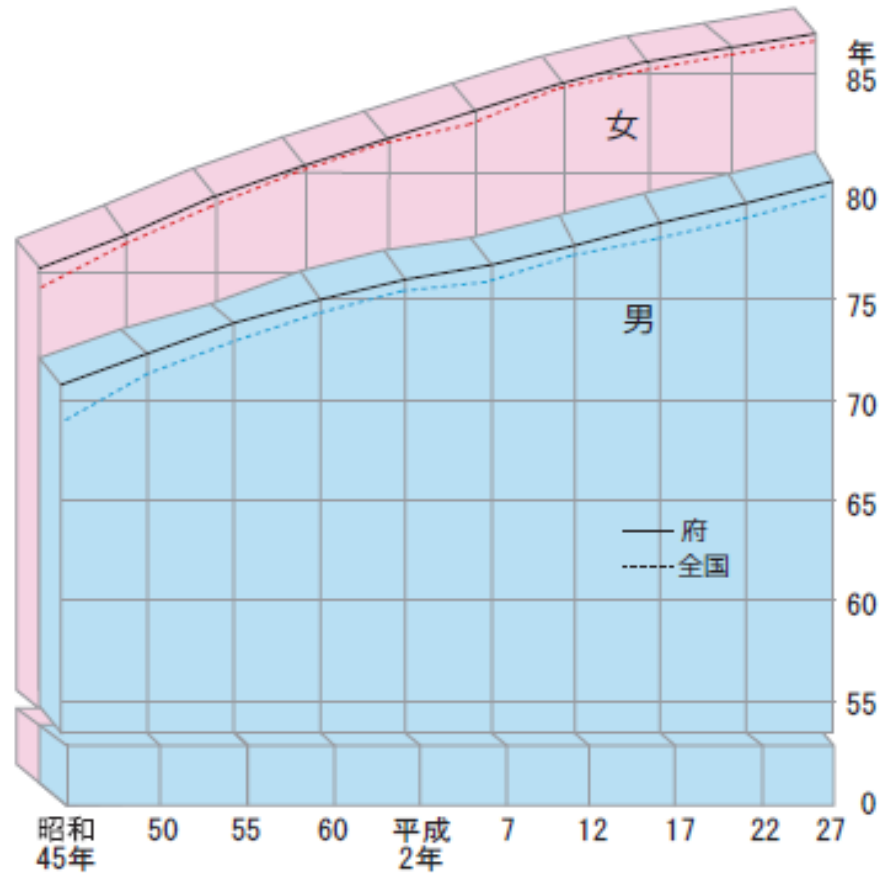
図2 男女・年齢別人口



注 令和2年は不詳補完値による。
資料：国勢調査（総務省）

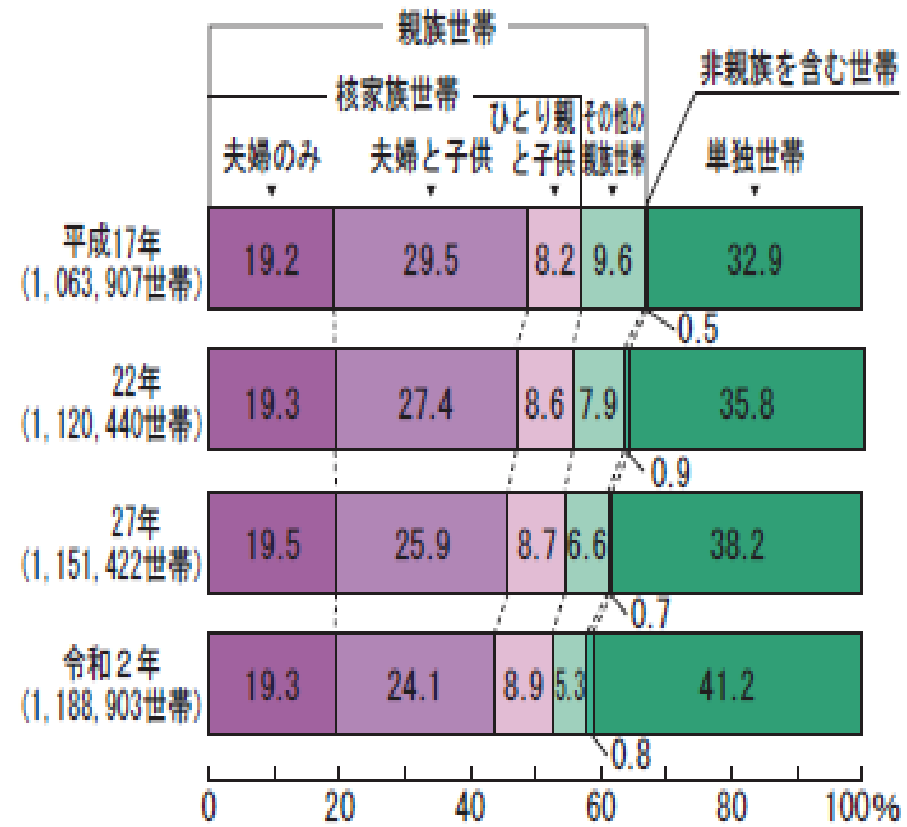
ヤングケアラーが注目されている背景

図1 平均寿命の推移



資料：完全生命表、都道府県別生命表（厚生労働省）

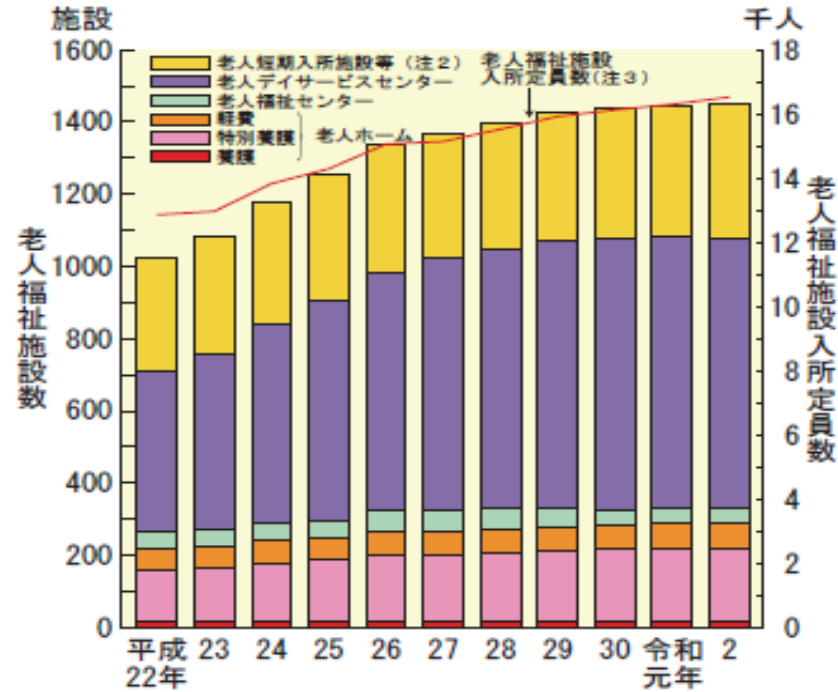
図3 一般世帯の家族類型別割合の推移



資料：国勢調査（総務省）

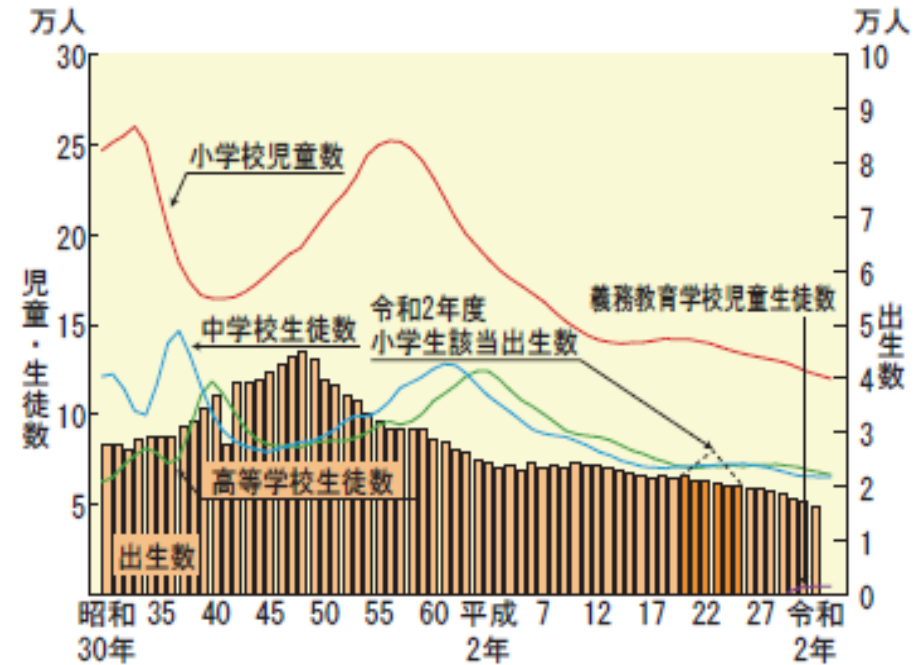
ヤングケアラーが注目されている背景

図3 老人福祉施設の推移



注1 各年10月1日現在
 注2 老人短期入所施設等は老人短期入所施設数と老人介護支援センターの数の合計。
 注3 老人福祉施設入所定員数は養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの入所定員数の合計。
 資料：府健康福祉総務課

図2 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童・生徒数と出生数の推移



注 児童数、生徒数は各年5月1日現在
 資料：学校基本調査（文部科学省、府企画統計課）
 人口動態統計（府健康福祉総務課）

ヤングケアラーと子どもの権利

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

※1989年の第44回国連総会で採択、1990年に発効。日本は1994年に批准。

ユニセフHP https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

ヤングケアラーと児童虐待

< 児童虐待の定義 >

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、 食事を与えない、ひどく不潔にする 、自動車の中に放置する、 重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い 、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

ヤングケアラーの実態 (国調査から)

- ▶ 要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究の報告書が令和3年に公表され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果が示されました。
- ▶ 世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」していると回答した中高生は50%弱、一日平均7時間以上世話をしていると回答した中高生が約10%存在するという結果でした。

☆本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況がうかがえます。

ヤングケアラーの実態 (国調査から)

- ▶ 世話をしている家族が「いる」と回答した人に頻度について質問すると、半数近くが「ほぼ毎日」世話をしているという結果になっています。
- ▶ 令和2年度に埼玉県が高校2年生に行った調査では、ヤングケアラーが平日にケアにかける時間は「1時間未満」が4割、「1時間以上2時間未満」が3割でした。しかし、同年行われた厚生労働省の調査では、平日1日あたりに世話に費やす時間として、中学2年生は平均4時間、全日制高校2年生は平均3.8時間と、さらに長い結果になっています

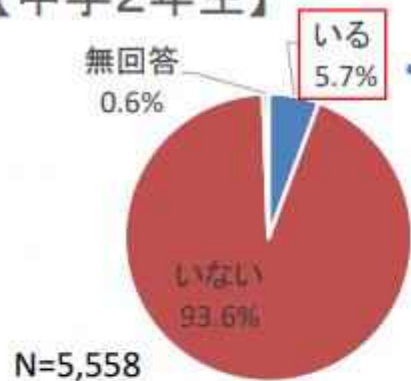
☆ **子どもたちの年齢は様々で、子どもたちが担っている「ケア」の内容や頻度もそれぞれ違います。**
ケアの負担感、受止めもそれぞれ違います。
まずは、「こども自身の気持ちを聴く」ことがスタートです。

ヤングケアラーの実態に関する調査研究

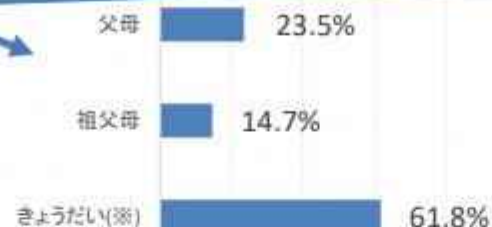
(令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

【中学2年生】



「いる」と答えた人のうち、
世話をしている家族の内訳 (複数回答)



※きょうだいの状況 (複数回答)

幼い73.1%、身体障がい5.8%、知的障がい14.7%、
精神疾患・依存症(薬い含む)4.8%、精神疾患・依存症以外の病気0.5%

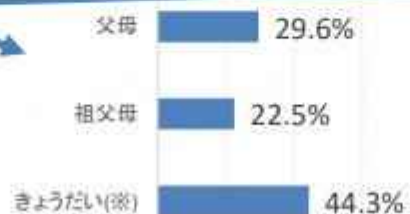
世話をしているために、
やりたいけれどできていないこと (複数回答)



【全日制高校2年生】



「いる」と答えた人のうち、
世話をしている家族の内訳 (複数回答)



※きょうだいの状況 (複数回答)

幼い70.8%、身体障がい8.8%、知的障がい8.1%、
精神疾患・依存症(薬い含む)1.5%、精神疾患・依存症以外の病気0.7%

世話をしているために、
やりたいけれどできていないこと (複数回答)

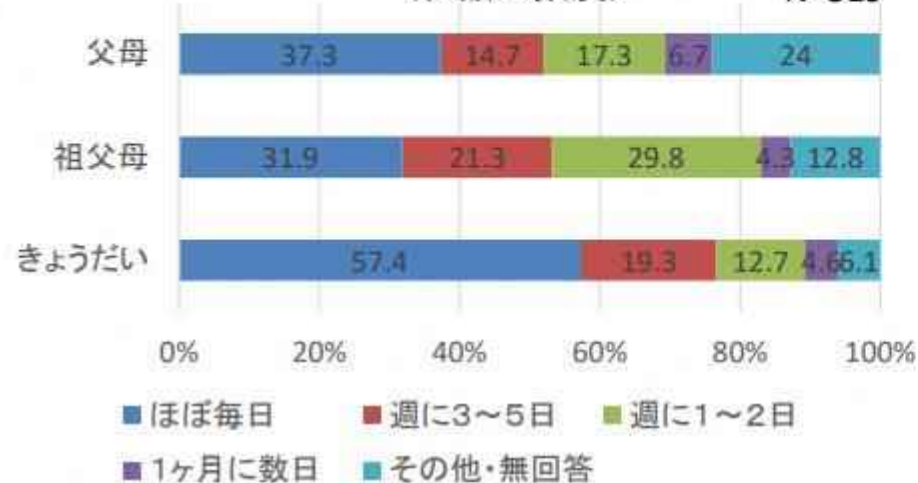


- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。

【中学2年生】

(世話の頻度)

N=319



(世話に費やす時間)

N=319



【全日制高校2年生】

(世話の頻度)

N=307



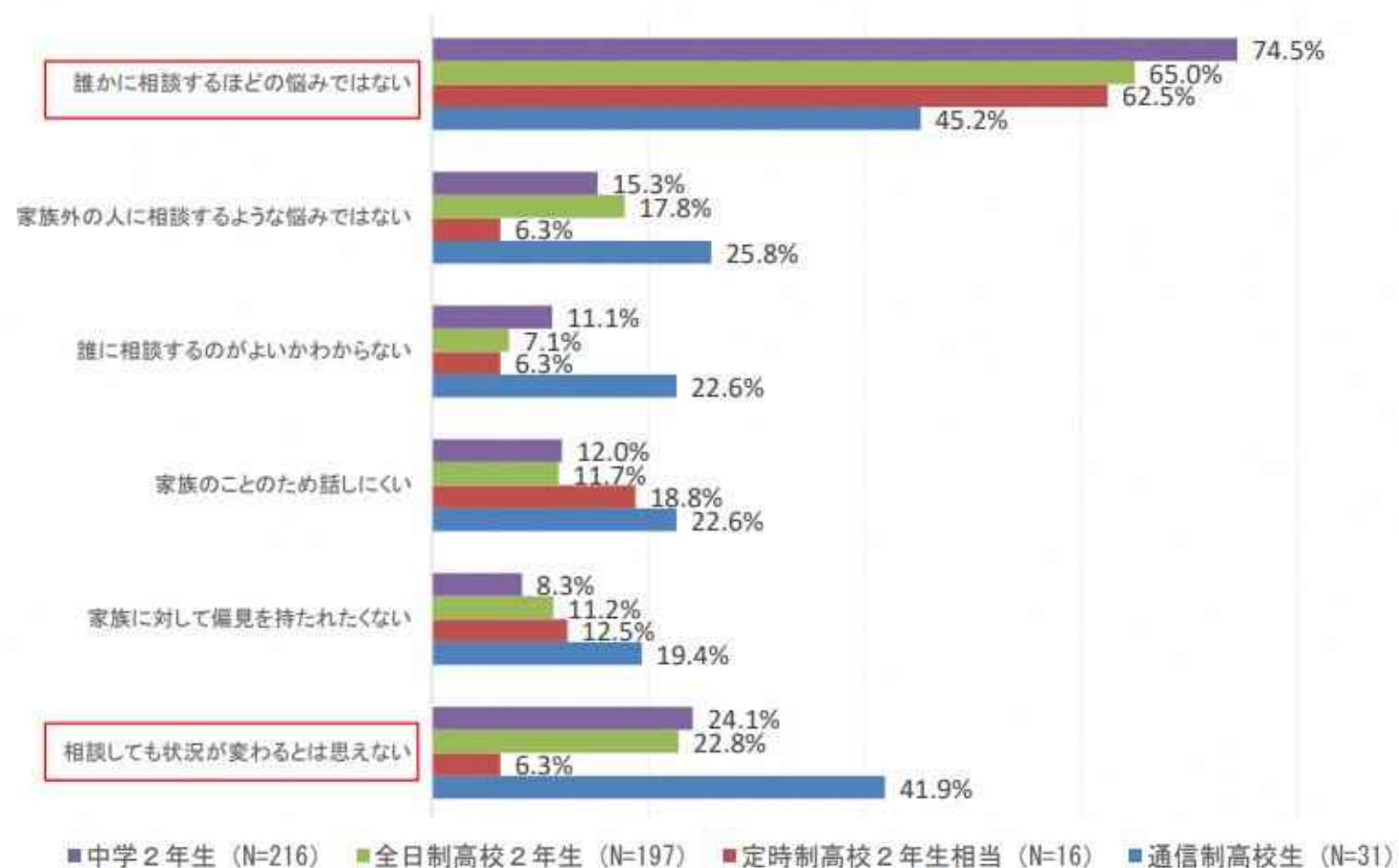
(世話に費やす時間)

N=307



- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無について質問。
- いずれの学校種でも、相談した経験が「ある」が2～3割、「ない」が5～6割。

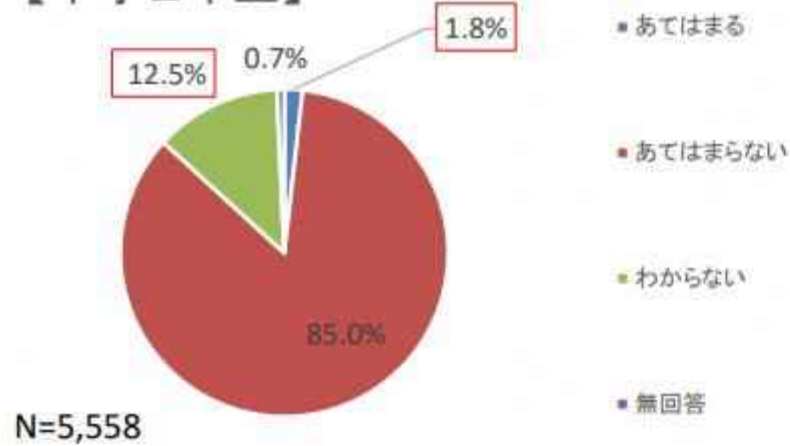
- 世話について相談した経験が「ない」と回答した中高生に、その理由について質問。
- 「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで、「相談しても状況が変わるとは思わない」が高い。



○ ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、
わからないとした子どもが1～2割程度

○ ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いた
ことはない」と回答したのは、8割を超えた。

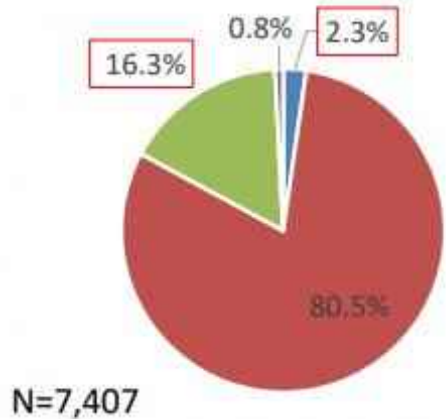
【中学2年生】



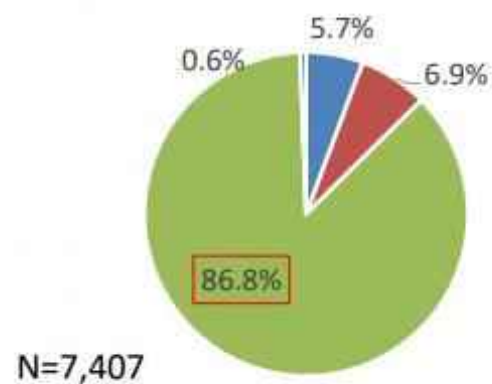
【中学2年生】



【全日制高校2年生】



【全日制高校2年生】



ヤングケアラーの実態（京都府）

- ▶ 全国調査の結果から推計すると、京都府内で家族のケアをしているこどもは**6,000人から7,000人**と考えられます。
- ▶ 京都市は昨年度、高校生と中学生を対象に独自の調査をされましたが、そこでもほぼ全国と同様の結果となっています。
- ▶ 市町村でも調査を予定されているところがあります。

ヤングケアラーへの影響

◆ 良い影響

子どもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子どもの思いやりや責任感を育みます。

☆お手伝いとヤングケアラー？ 責任の度合いや負担感等で考える。

◆ 良くない影響

- ◆ 過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康が維持・増進されない
- ◆ 学習面での遅れやクラブ活動が出来ない。進学に影響、就職への影響
- ◆ 友達との交流ができず、年齢相応に自身の将来のことを考えられない
- ◆ 家族の期待に過剰に適応するあまり、自分の希望を言えない、あきらめる

ヤングケアラー支援の必要性 (国マニュアルから)

- ▶ 家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのために、**関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。**
- ▶ 関係機関・団体などがヤングケアラーに気づき、発見したヤングケアラーを適切な機関のサービスにつなげるためには、**それぞれの機関が個別に機能するだけではなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要です。**
- ▶ よって、このたび、全国の自治体や、関係機関等に所属する専門職を対象としたアンケート調査で支援の取組事例などを収集し、効果的な連携の在り方を検討しながら、**連携して行う支援の内容をマニュアル**にまとめました。
- ▶ 「ヤングケアラーを見つけて必要な支援を検討したいが着眼点が見つからない」、「発見したヤングケアラーを適切な機関につなぎたいがどこにどうつなげばよいのか見つからない」といった皆様のヒントを得るマニュアルとしてご活用いただけると幸いです。

ヤングケアラー支援の必要性 (国マニュアルから)

学校関係の皆様へ

- ▶ ヤングケアラーへの支援を行う上で、子どもと日頃接する時間が長い学校関係者の皆様が果たす役割は大きいといえます。まずは、普段接している子どもたちの中にヤングケアラーがいる可能性があることを理解することが重要です。
- ▶ 本マニュアルの「第2章」で、本マニュアルにおけるヤングケアラーの捉え方やヤングケアラーがおかれている状況を記載していますのでヤングケアラーへの理解を深める上での参考にしてください。

ヤングケアラー支援の必要性 (国マニュアルから)

保健・福祉・医療分野の皆様へ

- ▶ ヤングケアラーがおかれている状況は様々であり、中には家族に代わり、介護・介助を担わざるを得ない状態にあり、子どもらしい生活を送れずにいるヤングケアラーも存在しています。
- ▶ これまでよりも**アンテナを少しだけ広げていただき、皆様が支援を行う対象者の家族に、サポートが必要なヤングケアラーがいるかもしれないということ意識してみてください。**
- ▶ **もしヤングケアラーと思われる子どもを発見したら、その子どもを気にかけて、何かあれば耳を傾ける、また、必要があれば他の機関と連携することをご検討ください。**

ヤングケアラー支援の必要性 (国マニュアルから)

地域の皆様へ

- ▶ ヤングケアラーやその家族と日頃から接する地域の皆様は行政機関や支援事業所の支援者よりも身近な存在といえるでしょう。
- ▶ もしヤングケアラーと思われる子どもを発見したら、本人に対して気にかけていることを伝え、いつでも相談にのると伝えるだけでも助けになる場合もあります。
- ▶ また、ヤングケアラーは本人の成長やケア対象者の状況の変化に伴い、ケアに対する負担感にも変化が生じる場合があります。日頃子どもと接する中で変化に気づいた際など、気になる点があれば是非行政機関に相談してください。

ヤングケアラー支援の必要性 (国マニュアルから)

**自身がヤングケアラーである、
もしくはその可能性があると感じている方、
そのご家族の皆様へ**

- ▶ 家庭内での役割として子どもが家族をケアすることは、**家族の絆を強め、思いやりや責任感などを育む**ことにつながるなどの良い側面があります。一方で、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、子どもにとっての**過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康や安全や教育に影響が出てしまう**ことがあります。

ヤングケアラー支援の必要性 (国マニュアルから)

自身がヤングケアラーである、 もしくはその可能性があると感じている方、 そのご家族の皆様へ

- ▶ 家族で支えあっていくことがつらいと感じた時、**外部のサービスを利用することで、負担を軽減できる**可能性があります。
- ▶ サービスの利用希望がある場合も、そうではない場合も、**家族のケア等でつらいと感じる時**などは学校の先生、自治体（市区町村）、普段家族が利用する介護事業所や障害福祉サービス事業所、病院、その他にも民生委員・児童委員、主任児童委員や児童館など、**地域にいる身近な大人に相談してみてください。**

これからの総合支援センターの取り組み

◆相談支援

- ▶ 少しずつ電話が入って来ています。
- ▶ 支援が必要な場合は市町村につなぎ、支援を検討していただいています。

◆ネットワーク会議・研修

- ▶ 顔の見える関係作りのため、圏域や市町村毎にネットワーク会議を開催します。
- ▶ ヤングケアラーについて知っていただくため、研修を実施します。（講師の紹介などもします。）

◆オンライン・コミュニティ

- ▶ ヤングケアラーが参加しやすいようオンライン・コミュニティを開設します。

◆広報・啓発

- ▶ ヤングケアラーについて知っていただくため、ホームページやチラシ等を作成します。

皆さんにお願いしたいこと

◆気づき

- ▶ ヤングケアラーは思っているよりも大勢いるようです。自分でも気づかず、悩んでいても相談できない若者がいることを知っていただき、気づいてください。

※ 例えば、

- ▶ 弟妹のお迎えに保育園に来ている。子どもだけで買い物に来ている。学校に遅刻している。病院で家族に付き添っている。
- ▶ 子ども食堂に来たけれど、表情が暗い。子ども食堂に来なくなった。
- ▶ 学校を休みがち、遅刻が増えた、クラブ活動をやめた

皆さんにお願いしたいこと

◆見守り

- ▶ ヤングケアラー自身や家族が支援を求めている場合は関係機関や支援者が家庭訪問や面談などが出来ますが、支援を望んでいなかったり、関係機関の関わりに拒否的な場合があります。
- ▶ そのような時、民生児童委員やご近所の方の自然な見守りが必要です。子ども食堂で、通学路で、スーパーで、見かけた時に様子に変わりがないか見守ってください。
- ▶ 子どもが遅くまで家に帰らず、いつまでも外にいる様子が続くなど、気になる様子があれば自治体の担当部署に情報提供するなど、支援が必要な状況に早めに気づけるような見守りが望まれます。

皆さんにお願いしたいこと

◆声かけ

- ▶ いつもと違う様子があれば、声をかけてあげてください。
- ▶ 「おはよう」、「行ってらっしゃい」、「おかえり」
- ▶ そんな日常のあいさつだけでも、自分を気にかけてくれている人がいると感じられ、安心感につながるのではないのでしょうか。
- ▶ 「子ども食堂、〇〇日にあるから、来てね。」とチラシを渡す、「困ってることはない？」と聞いてみるなど、具体的な関わりをしていただけるとありがたいです。
- ▶ 家庭訪問された場合、子どもが在宅なら子どもからもお話が聞けると良いと思います。訪問のきっかけになる取り組みを工夫してみてください。

皆さんにお願いしたいこと

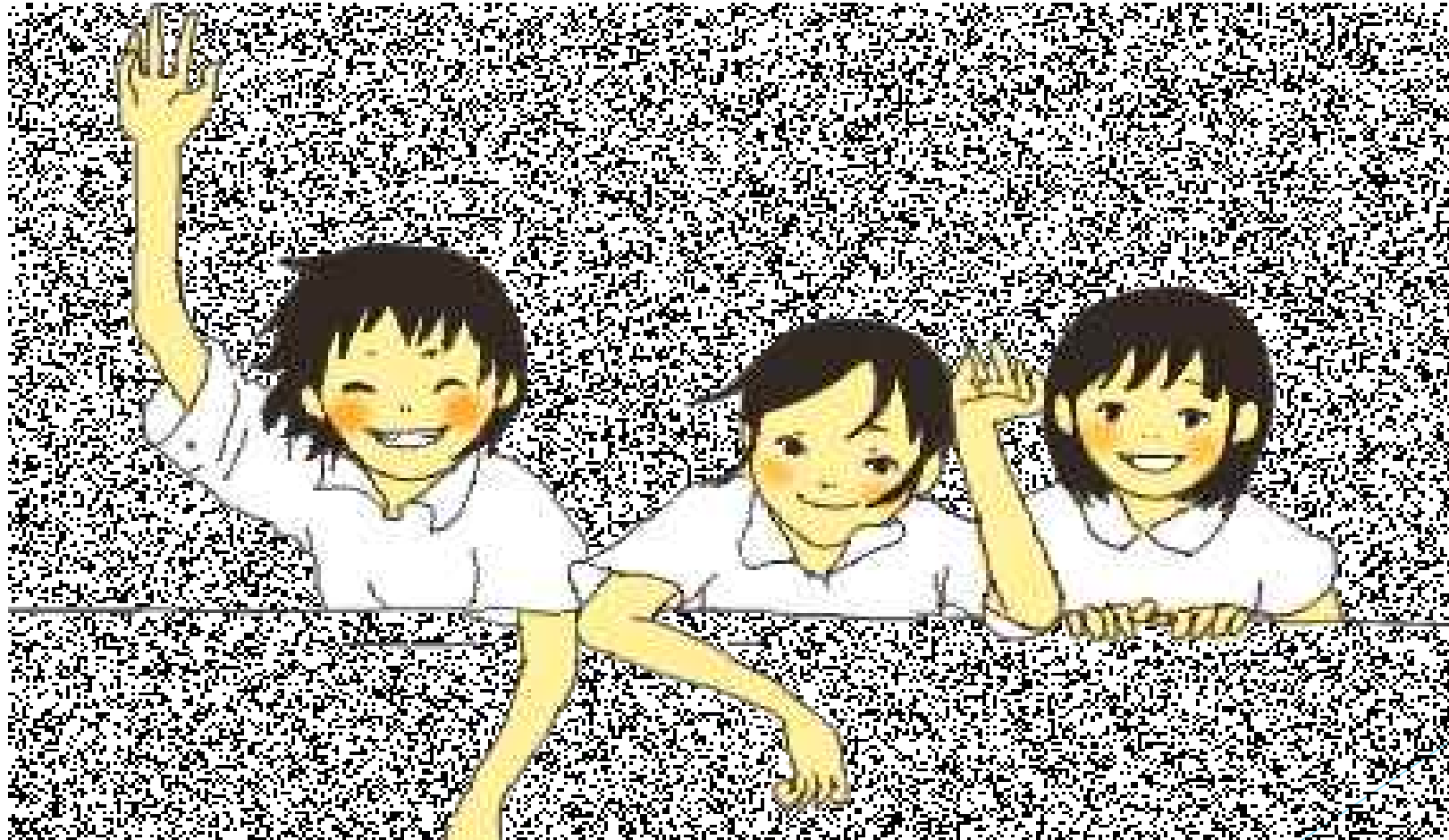
◆つなぐ

- ▶ ヤングケアラーと思われる子どもに気がついたら、「すぐに支援につなげる必要があるか否か」の判断が求められます。
- ▶ 子ども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかに児童相談所、自治体に連絡を取りましょう。
- ▶ 児童相談所による一時保護、自治体による緊急の福祉サービス導入、入院などの対応が検討される場合もあります。
- ▶ **おひとりで抱え込まず、多くの人・機関・団体などにつなぎ、一緒に何ができるか考えてください。**

まとめ

- ▶ ヤングケアラーの問題は本人や家族が意識していない場合がありますが、国等の調査からも身近にあることがわかってきました。
- ▶ 家族のサポートをすることは良いことではありますが、それが過度な負担になっていないか、児童福祉や児童の権利擁護の点から注意が必要です。
- ▶ ヤングケアラーが過度な負担で身体や心の健康を害したり、学習や学校生活、将来の進路選択や就職に影響がでないようサポートが必要です。
- ▶ 支援には多くの行政機関、教育機関、福祉サービス事業所等が連携して対応するとともに、日頃の地域での見守りや声かけが支えになります。
- ▶ **ヤングケアラーについて考えることをきっかけに、その他の育児や介護を行っている幅広いケアラーにも思いをはせ、自分のこととして考えてみてください。**

こどもたちの笑顔のために！



自分ひとりで、 がんばらなくていいよ

家族の手伝い、手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、
でも、学校生活に影響がでたり、こころやからだに不調を感じるほど
負担になっているなら、それは大変です。

自分のことや家のことを話すのは勇気がいると思います。
身近な人に話しづらければ、
わたしたちにお電話ください。

自分がやらないと
他にいない

なんで自分だけ
忙しいんだろう

バイトで
時間がない

あの子は
自由でいいな

また遅刻、
なんて言おう…

進学できるか
不安だな

どうせ
わかってもらえない

早く帰って
家のことしないと

うまく話せなくても、
だいじょうぶ



こんなことをがんばっていませんか？

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

わたしたちにご相談ください

京都府ヤングケアラー総合支援センター

TEL : 075-662-2840

相談時間：月～土曜日 10:00～18:00

(日曜・祝日・12月29日～1月3日休み)

※18歳以上の方、元ヤングケアラーの方、家族の方でも相談できます。



メール

いいにくいことは、
いわなくていいよ



わたしたちが出来ること

● 相談

家のことをがんばっている人の話を聞きます。
話すことで、こころがちょっと軽くなるかもしれません。

● 支援

お話をきいて、まずは困っていることを一緒に考えます。
必要であれば、助けになるサービスが受けられるようお手伝いします。

